

## 第5章 ごみの処理とリサイクル

### 第1節 ごみ処理の現状

#### 1 はじめに

本市は、熊谷市、寄居町の2市1町で大里広域市町村圏組合を組織し、ごみの中間処理を共同で実施しています。

「燃やせるごみ」及び「粗大ごみ（可燃性）」は、通常、深谷地区は、「深谷清掃センター」又は「熊谷衛生センター」に、岡部地区は、「深谷清掃センター」に、川本地区及び花園地区は、「江南清掃センター」にそれぞれ搬入し焼却処理しています。また、焼却後に残る焼却灰や集塵灰については、そのほとんどをセメント資源化しています。

「燃やせないごみ」、「粗大ごみ（不燃性）」及び紙類を除く「資源物」は、大里広域クリーンセンターに搬入し、破碎処理及び資源化処理を行っています。この大里広域クリーンセンターの処理工程から排出されるごみ収集袋、廃プラスチックなどの可燃残さは、熊谷衛生センター、深谷清掃センター又は江南清掃センターに搬入し焼却処理しています。また、「資源物」のうち紙類は直接紙問屋に、「使用済小型家電」は認定事業者へ搬入し資源化処理を、「有害ごみ」は、北海道北見市の専門処理工場へ処理をしています。

不燃残さ（シュレッダーダスト、陶磁器くず等）は埼玉県で管理運営する埼玉県環境整備センターの最終処分場や彩の国資源循環工場に運搬し、埋立処分等を行っています。

また、本市では、本章第2節のように市民団体による集団資源回収を実施し、資源の有効利用の促進を図っています。

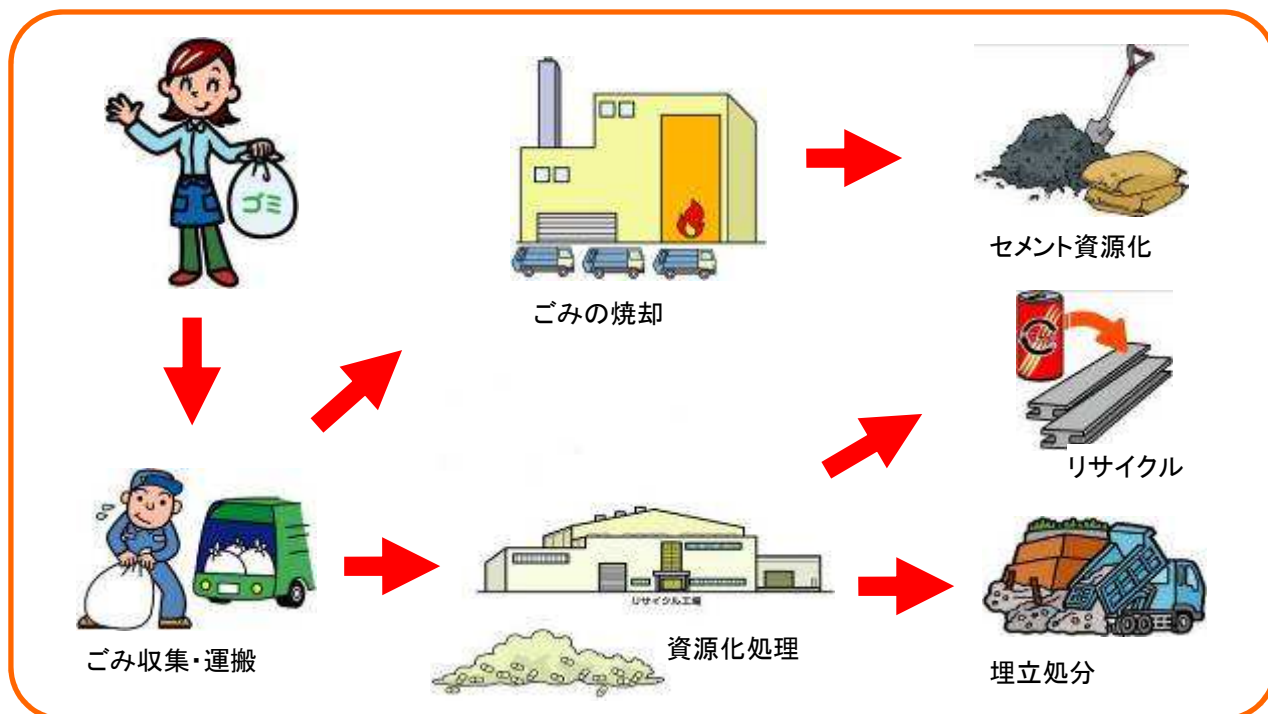
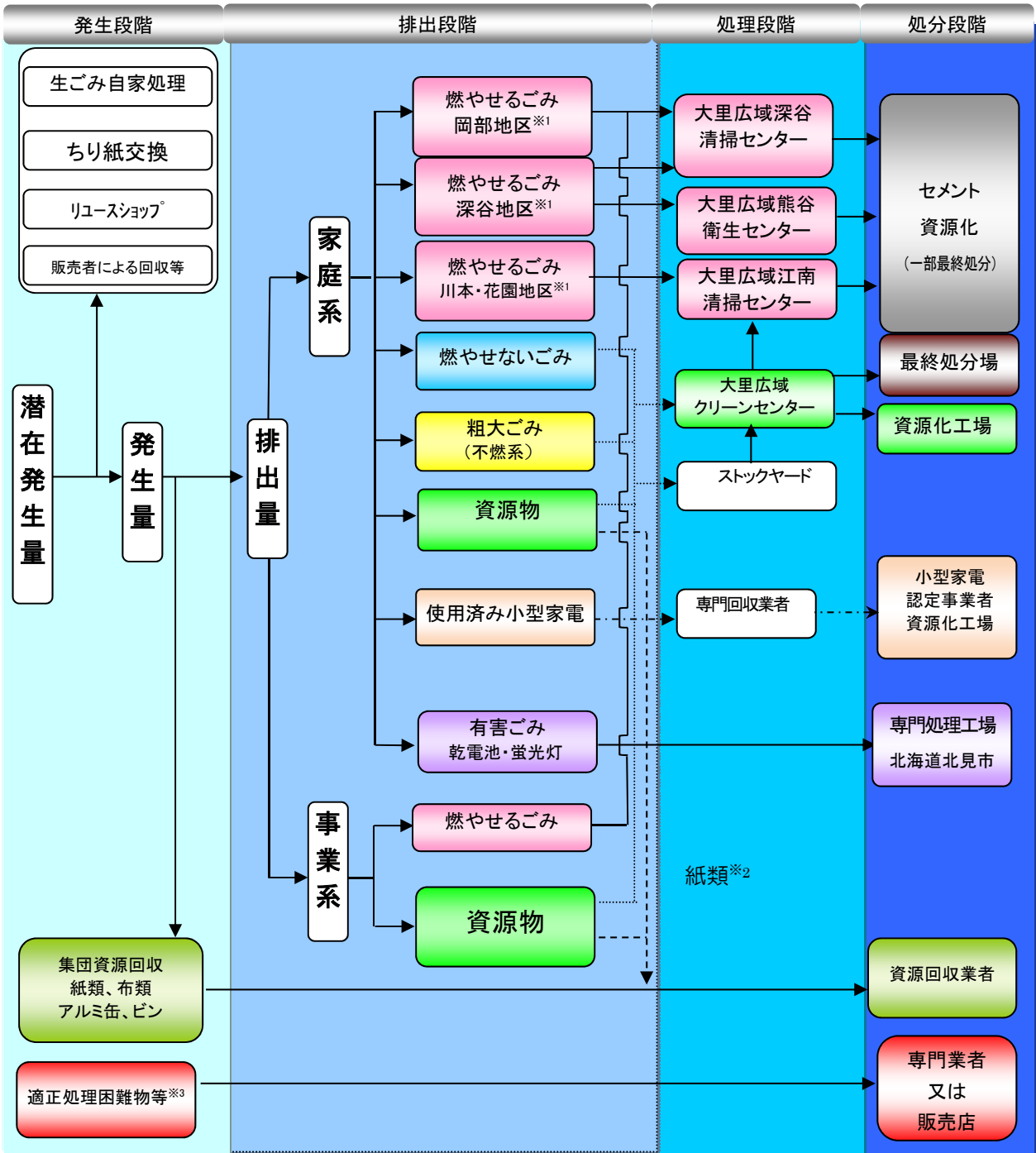


図 深谷市のごみ処理の体系図



※1 燃やせるごみは、通常時の搬入先を記載しました。施設修繕等で搬入先が変わることがあります。

※2 紙類は、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、<sup>ざつがみ</sup>雑紙の5種類をいいます。

※3 適正処理困難物等は、深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第13条・14条に基づき、市では収集処理しないごみのことをいいます。

主な収集処理しないごみとして、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機（家電5品目）、自動車等のバッテリー、タイヤ・ホイール、オートバイ、消火器、ガスボンベなどを指定しています。

## 2 ごみの分別及び収集回数

本市では合併直後に旧深谷市、旧岡部町、旧川本町及び旧花園町のそれぞれ合併前の分別方法・収集回数により実施していたごみ収集について、平成19年4月から市内統一し実施しています。

ただし、「燃やせないごみ」については、その受け入れ先である大里広域クリーンセンターの処理能力の調整により、深谷地区については毎月2回目の水曜日を除く水曜日、岡部・川本・花園地区については毎月2回目の金曜日を除く金曜日の収集となっています。表5.1に令和3年4月1日現在のごみの分別収集状況を示します。

ごみの詳しい分別方法は、深谷市ホームページのサイト内検索にて「ごみの分け方」で[検索](#)してください。

表 5.1 ごみの分別収集状況一覧

令和3年4月1日現在

項 目		収 集 日
家庭系	燃やせるごみ	月、火、水、金曜日
	粗大ごみ	火曜日
	燃やせないごみ	深谷地区：水曜日（毎月2回目の水曜日は除く） 岡部・川本・花園地区：金曜日（毎月2回目の金曜日は除く）
	使用済小型家電（資源物）	深谷地区：毎月2回目の水曜日 岡部・川本・花園地区：毎月2回目の金曜日
	資源物（かん類、びん類、ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙）	木曜日
	有害ごみ	毎月3回目の金曜日

県内市町村のごみ・資源物等の収集回数は表5.2のとおりです。

表 5.2 県内市町村のごみ・資源物等の収集回数(令和2年度)

単位：回/月

区 分	無し	1回	2回	3回	4回	5回以上	不定期	合計	
燃やせるごみ (回/週)	2	0	56	3	2	0	0	63	
燃やせないごみ	2	20	28	2	10	1	0	63	
粗大ごみ	0	10	7	1	5	2	34	63	
資源物	かん類	3	9	37	2	11	1	0	63
	びん類	2	10	37	3	11	0	0	63
	ペットボトル	1	7	41	1	13	0	0	63
	紙類	5	8	38	0	11	1	0	63

(環境省廃棄物処理技術情報 一般廃棄物処理実態調査結果から)

### 3 ごみの収集方式

本市では、家庭系のごみはステーション方式による収集を実施しています。令和3年度末の市内全体のごみ収集所の数は一般ごみ収集所が2,871箇所、有害ごみ収集所が303箇所となっています。収集区域ごとの箇所数は、表5.3のとおりです。

家庭系のごみ収集は、すべて市が委託した業者によって収集しています。また、ごみ収集所の管理については、「深谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」において利用者の責務として定め、清掃や維持管理等を行っています。

事業系一般廃棄物は、直接搬入又は一般廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ委託することになっていますが、少量（10kg未満）、かつ、ごみ収集所の維持管理に参加できる地元商店等についてはごみ収集所への搬出を認めています。

特に事業系ごみについては、同じ物が一般家庭から排出されれば一般廃棄物で市が収集できますが、事業活動に伴い排出されれば産業廃棄物となり収集できなくなる場合があることから排出事業者への啓発に努めています。

表 5.3 ごみ収集所の状況

単位:箇所

収集区域名		一般ごみ収集所数	有害ごみ収集所数
深谷地区	A区域	421	35
	B区域	432	49
	C区域	449	53
	D区域	314	21
	E区域	313	21
	F区域	370	22
岡部地区	岡部A区域	147	13
	岡部B区域	89	11
川本地区	川本北区域	131	22
	川本南区域	53	17
花園地区	花園区域	152	39
合計		2,871	303

令和4年3月31日現在



ごみ収集車

## 4 ごみの排出量

令和3年度のごみの排出量は、表5.4のとおりです。ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

表 5.4 ごみの排出状況

単位: 特記なきものは t

項 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
計画区域内人口(人)		144,071	143,512	143,097	142,556	142,003		
ごみ排出量	燃やせるごみ	34,495	35,036	35,468	37,014	35,574		
	粗大ごみ	531	545	550	616	514		
	燃やせないごみ	1,506	1,517	1,488	1,639	1,344		
	家庭系 資源物	使用済小型家電	274	296	332	402	298	
		缶類	315	324	317	361	342	
		ビン類	618	612	610	627	625	
		ペットボトル	472	509	506	530	503	
		紙類	合計	1,956	1,917	1,991	2,862	2,687
			新聞	657	602	594	942	889
			雑誌	468	467	512	706	597
			段ボール	787	804	838	1,155	1,151
			紙パック	19	18	18	20	18
			雑紙	25	26	29	39	32
	有害ごみ	45	42	42	42	40		
	家庭系ごみ小計	40,212	40,798	41,304	44,093	41,927		
	事業系	燃やせるごみ	12,911	13,749	12,872	10,818	10,937	
		資源物等	102	87	107	68	65	
事業系ごみ小計		13,013	13,836	12,979	10,886	11,002		
家庭系・事業系ごみ合計		53,225	54,634	54,283	54,979	52,929		
集団資源回収量		3,414	3,226	2,839	1,445	1,809		
ごみ排出量合計		56,639	57,860	57,122	56,424	54,738		
1人1日当りのごみ排出量(集団資源回収を除く)(g/日)		1,012	1,043	1,039	1,057	1,021		
1人1日当りのごみ排出量(g/日)		1,077	1,105	1,094	1,084	1,056		

※ 事業系ごみには、直接搬入ごみ・資源物を含めて調整してあります。また、紙類の内、直接搬入された家庭の新聞・雑誌等の混合紙類については雑誌として整理してあります。

※ 人口は、各年度末人口として翌年度の4月1日現在人口(外国人登録者を含む)を使用しています。各数値は、表示単位未満の端数処理のため、合計・計算が合わない場合があります。

## 5 ごみ処理形態別の経費

ごみ収集・処理・処分に係る経費の推移は表 5.5 のとおりです。

令和3年度決算見込みにおける、ごみ処理費の一般会計に占める割合は、3.29%でした。

表 5.5 廃棄物処理に係る経費(合計)

単位：特記なきものは 千円

項目 \ 年度	平成 29	平成 30	令和元	令和2	令和3
一般会計決算額	48,367,586	47,826,845	54,877,324	69,783,971	54,528,635
ごみ処理費(合計)	1,552,834	1,605,240	1,543,617	1,708,619	1,794,662
人件費	75,593	65,561	62,764	79,439	75,129
収集運搬費	409,335	410,568	418,964	440,767	495,956
最終処分費	4,358	4,466	4,932	6,450	6,677
組合分担費	1,045,081	1,107,703	1,040,090	1,164,135	1,186,810
その他	18,467	16,942	16,867	17,828	30,090
当該年度ごみ量(t)	53,225	54,634	54,284	54,979	52,929
処理単価(千円/t)	30.1	29.4	28.4	31.1	33.9
会計比率(%)	3.21	3.36	2.81	2.45	3.29

※ 処理単価の算出において、リサイクル活動推進奨励金は除いてあります。



## 6 中間処理の状況

### (1) 可燃性ごみの中間処理

本市における燃やせるごみ・可燃性粗大ごみ等の可燃性ごみは、大里広域熊谷衛生センター、深谷清掃センター及び江南清掃センターの各焼却施設で処理しています。各施設の概要は表 5.6 のとおりです。また、深谷市内に設置されている、深谷清掃センターにおける大里広域市町村圏組合が自主測定し、市に報告した排気ガス中のダイオキシン類濃度については、表 5.7 のとおりです。

表 5.6 可燃性ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
熊谷衛生センター 第一工場	昭和55年 4月	140 t/日 70 t/24h×2 基	熊谷市 西別府 583 番地 1
熊谷衛生センター 第二工場	平成元年 9月	180 t/日 90 t/24h×2 基	
深谷清掃センター	平成 4 年 4月	120 t/日 60 t/24h×2 基	深谷市 榎合 750 番地
江南清掃センター	昭和54年12月	100 t/日 50 t/24h×2 基	熊谷市 千代 9 番地



深谷清掃センター

表 5.7 深谷清掃センターダイオキシン類分析結果

測定年月	令和 3 年 5 月	令和 3 年 9 月	令和 3 年 12 月	令和 4 年 2 月	排出基準
1号炉 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.06000	0.00380	0.11000	0.11000	5
2号炉 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.00290	0.00140	0.00150	0.00033	5

## (2) 燃やせないごみ及び資源物の中間処理

燃やせないごみ及び資源物のうち、かん類・びん類・ペットボトルは大里広域クリーンセンターへ搬入し処理しています。施設の概要は表 5.8 のとおりです。なお、紙類については直接紙問屋に搬入しリサイクルされています。

表 5.8 不燃ごみ処理施設

施設名	稼動開始	施設規模	所在地
大里広域 クリーンセンター	昭和 58 年 4 月	60 t/日	熊谷市 大麻生 200 番地 2
(空缶プレス)	平成 7 年 5 月	15 t/5h	
ペットボトル 減容化施設	平成 12 年 4 月	4 t/5h 400 kg/h × 2 基	



大里広域クリーンセンター

## 7 最終処分

### (1) 焼却残さの処理

令和 3 年度の各処理センターにおける深谷市からの可燃性ごみの受入量及び焼却残さ（焼却灰、集塵灰、ガラ）の発生量は表 5.9 のとおりです。また、この焼却残さは、エコセメント原料として再生利用しています。



表 5.9 令和3年度 エコセメント化された焼却残さの量

単位：特記なきものはt

施設名称		熊谷 衛生センター	深谷 清掃センター	江南 清掃センター
搬入先	収集ごみ			
	深谷地区	15,223	7,338	0
	岡部地区	99	4,077	0
	川本地区	0	204	2,386
	花園地区	0	627	2,280
	事業系ごみ	0	10,936	1
	その他	213	2,552	156
合計		15,535	25,734	4,823
a)各施設全搬入量に対する深谷市からの搬入量の割合(%)		21.44	93.90	21.19
焼却残さ	b)焼却残さの発生量	8,642	3,000	2,883
	深谷市分の焼却残さ量 a)×b)/100	1,853	2,817	611
処理費用	c)焼却残さ処理費(千円)	276,045	112,138	93,989
	深谷市分の焼却残さ処理費 a)×c)/100(千円)	59,184	105,298	19,916

※ 表中の焼却残さ量には、焼却灰、煤塵、ガラを含みます。

(2) 不燃残さの処分

燃やせないごみ及び資源物の処理を行っている大里広域クリーンセンターから排出される不燃残さ（シュレッダーダスト、陶磁器くず等）は、埼玉県環境整備センター（最終処分場）、彩の国資源循環工場及び専門の処理業者に処分を委託しています。その処分の内訳は表 5.10 のとおりです。

表 5.10 令和3年度 大里広域クリーンセンターの処理状況

単位：t

項目	大里広域全体	うち深谷市分
搬入量	8,812	3,689
埋立(埼玉県環境整備センター)	2,604	1,090
資源循環工場処理	1,196	501
焼却処理(収集袋、プラスチック等)	787	329
処理不適物(専門処理会社)	82	34
有価物回収量	4,527	1,895

※ 搬入量と処理量に差異が生ずるのは水分、施設内保管等によるものです。

## 第2節 ごみの減量とリサイクルの推進

### 1 集団資源回収の実施

本市では、ごみの減量化と資源の再利用を促進するために、市民の日常生活から排出される廃棄物の中から再資源化できる紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ・シュレッダーごみ）、布類、びん類、金属類（アルミ缶・スチール缶・スプレー缶）、プラスチック類（ペットボトル・ペットボトルキャップ）を集団で回収する団体に対し、リサイクル活動推進奨励金を交付しています。奨励金交付対象団体は、市内の営利を目的としない団体として、現在、小中学校のPTA、自治会、子供会等が主に登録されています。

奨励金交付登録団体数は表 5.11 のとおり、回収実績は表 5.12 のとおりです。

表 5.11 リサイクル活動推進奨励金交付登録団体

単位: 団体

年度	自治会	P T A				児童・生徒会	子供会	その他	合計	回収業者
		保育園	幼稚園	小学校	中学校					
令和元	39	19	7	21	12	7	123	45	273	17
令和2	38	19	7	21	12	7	123	45	272	17
令和3	39	19	7	21	12	7	124	45	274	11

各年度末現在

表 5.12 リサイクル活動回収実績

単位: 特記なきものは t

年 度	回 収 計 量	内 訳									奨 励 金 単 価 (円 /kg)	奨 励 金 交 付 額 (円)
		紙 類					布 類	び ん 類	金 属 類	プ ラ ス チ ッ ク 類		
		新 聞	雑 誌	ル 段 ボ ー ル	ク 紙 パ ッ ク							
令和元	2,839	1,554	457	733	11	2,755	35	1	49	—	3	8,517,369
令和2	1,445	688	253	462	5	1,408	6	1	30	—	3	4,334,496
令和3	1,809	890	299	567	6	1,763	8	1	36	1	3	5,427,915

“ごみの減量とリサイクル”のキーワード

『3R』

- (1) まず、ごみになる物を減らす 「リデュース」
  - (2) 次に、使えるものを再利用する 「リユース」
  - (3) 最後に、資源化や熱利用 「リサイクル」
- 上から順番に取り組むことが大切です。



## 2 ごみ収集所容器設置費補助金

ごみ収集所につきましては、地域の状況により動物による被害防止やごみの飛散を防ぐため収集所に容器を設置し、自治会や地域住民の皆様で管理いただいております。

本市では、収集所の容器については、以下の交付条件に該当した場合に容器設置補助金を交付しています。

- 交付対象 : 自治会
- 交付条件 : 民有地が確保され、おおむね20世帯で利用できること。  
交通安全上支障がない場所で、4tのごみ収集車が通行可能な道路に面した民有地に設置していること。  
市で定めた構造基準に合っていること。  
開発等により事業者が設置するものを除く。
- 補助金額等 : 設置費用の2分の1以内で、上限3万円

